

令和4年度 曾爾村社会福祉協議会事業計画(案)

(基本方針)

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、私たちの「ふだんの暮らし」が失われています。

また、昨年度から新型コロナウイルスは、強毒性のデルタ株から弱毒化はしているものの感染力の強いオミクロン株へと変化しており、未だに出口が見えない状況となっております。

本協会が運営しておりますケアハウスにおいても、普段から検温、手指消毒等コロナ感染防止に努めておりましたが、2月に入所者及び職員の感染が確認され、奈良県中和保健所、介護保健課の指導の下、へ連絡しました。

県の指導の下、感染者の観察・ぎ、感染の拡大、収束に努めた結果、しかし、幸いにも感染された方々は、少し発熱された方、全くの無症状の方々であったため、入院の必要も無く健康観察と個別対応で制限期間解除となりました。

なた、今後も変異を繰り返す見通しとなっており本協議会においても、感染拡大当初、新型コロナウイルスの感染メカニズム、感染後の症状等未知な部分も多く戸惑いも感じられましたが、施設入所者・施設利用者・職員が、コロナウイルスに感染しないため、日常の体温の計測、体調の管理、マスクの着用、手指消毒の徹底等、また、入所者については、家族との面会禁止等の措置をとりながら、新型コロナウイルス感染防止に努めています。

現状況下では、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況ではありますが、計画に基づき事業を実施していきたいと考えております。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況により、事業に支障を来す可能性もありますが、このような状況であればこそ、コロナ禍での地域のコミュニケーションの範囲の中で、誰もが安心して暮らすことのできる、地域福祉の実現に向けて、多種多様な事業・活動に取り組んでまいります。

重点項目

- ・社会福祉協議会の体制の強化
- ・各介護事業の充実強化
- ・各関係機関との連携を図り地域福祉活動の推進

1. 社会福祉協議会組織の運営

- (1)理事会・評議員会の開催
- (2)監査の実施
- (3)職員の研修の強化を図り専門性の向上

2. 地域福祉活動事業

- (1)地域住民に対する啓発の実施

- ・広報誌の発行
- ・ホームページでの周知
- (2)地域住民の社会参加・協力・意識の高揚を図り、福祉コミュニティづくりの推進
- (3)共同募金運動の実施
 - ・10月1日～ 一般募金 赤い羽根共同募金運動
 - ・12月1日～ 歳末助け合い運動
- (4)ボランティア活動の推進

3. 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

判断能力に不安のある高齢者や障がい者等の権利を擁護し生活支援員による見守り活動を行うことで、権利侵害を受けやすい方が、地域で安心して生活を送れるよう支援する。

- (1)福祉サービスの利用援助や相談
- (2)日常生活上の手続きの援助
- (3)日常の金銭管理
- (4)書類等の預かり

4. 介護保険関係サービス事業

- (1)指定居宅介護支援事業
- (2)地域密着型通所介護事業の実施
 - ・18人以下の小規模な通所介護事業で、食事や入浴等の日常生活支援や生活機能訓練などのサービスを日帰りで提供する事業
- (3)指定特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業
- (4)短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業(基準該当)
- (5)訪問介護事業(基準該当)
- (6)要介護認定訪問調査の実施(受託事業)

5. ケアハウス(軽費老人ホーム)施設の運営

- (1)指定管理(令和3年度～令和7年度)
- (2)身体機能の低下や高齢などにより、自宅での生活が不安な方に対し、施設に入所して頂き、日常生活に必要なサービスを提供し、安心して過ごして頂ける支援を実施。

6. 地域支援事業(受託事業)

- (1)食の自立支援事業(配食サービス)
 - 一人暮らしや高齢者世帯等、食事の調達が困難な高齢者に対し、自宅にお弁当を配達し、併せて安否確認を行う。(週2回 原則：月・木)

(2)家族介護者交流事業

自宅で介護されている家族を対象に、交流会を開催し、日頃の介護の悩みや情報交換等を実施し、リフレッシュや精神的負担の軽減につなげるよう支援していく。

7. 介護予防・日常生活支援総合事業

村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の様々な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

8. 身体障がい者(児)福祉活動の推進

(1)障害者福祉サービス事業の実施

(2)「指定生活介護事業所」(すすき作業所)の運営

「子育て支援センター」の一部を拠点として、利用者に通所して頂き創作活動等を通して、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

9. 指定特定相談事業所の開設

障害のある方に対する相談支援事業の実施

10. 生活困窮者支援事業(奈良県社会福祉協議会受託事業)

(1)生活福祉貸付事業

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯や失業により生計の維持が困難となった世帯を対象に、経済的自立と生活意欲の促進を図るため、一時的に必要な資金の貸付と相談援助を行う。

(2)緊急食料支援事業(フードレスキュー事業)

生活が緊迫した方に対して、一時的に食料を提供することで、安定・安心した生活に向けた相談支援に取り組み、自立と生活再建を図る。

11. 各福祉関係機関との連絡調整

12. 民生児童委員協議会との連携強化

13. 福祉教育の振興

14. 日本赤十字社事業の推進

15. 宇陀郡自立支援協議会との連携

16. その他社会福祉事項に関すること